

Smiles for the Public

— 人々が笑顔になれる社会をつくる —



第70回 定時株主総会招集ご通知

日 時 平成30年6月21日（木）午前10時

場 所 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

TOA 株式会社

証券コード 6809

目次

■ 招集ご通知

第70回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役3名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	7
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	8

(添付書類)

■ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	9
2. 会社の株式に関する事項	16
3. 会社役員に関する事項	17
4. 会計監査人に関する事項	19
5. 業務の適正を確保するための体制 の整備に関する事項	20
6. 会社の支配に関する基本方針	27
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	31

■ 連結計算書類

連結貸借対照表	32
連結損益計算書	33
連結株主資本等変動計算書	34

■ 計算書類

貸借対照表	35
損益計算書	36
株主資本等変動計算書	37

■ 監査報告書

連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	謄本	38
会計監査人の監査報告書	謄本	39
監査役会の監査報告書	謄本	40

● 議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の方法がございます。

株主総会へ出席する場合



同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成30年6月21日（木曜日）午前10時

議決権行使書を郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に
各議案の賛否を表示のうえ、
下記行使期限までに到着
するようご返送ください。

行使期限

平成30年6月20日（水曜日）午後5時30分到着

証券コード 6809
平成30年6月4日

株主の皆さまへ

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
T O A 株 式 会 社
代表取締役社長 竹内 一 弘

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	平成30年6月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3. 目的事項	●報告事項 1. 第70期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第70期連結計算書類監査結果報告の件 ●決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - 本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしますのでご了承ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。

剰余金の配当につきましては、年間20円の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案し決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、安定配当10円と連結配当性向35%を加味した業績連動配当3円の合計13円とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額440,210,615円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり23円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月22日

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役増野善則氏、寺前順一氏が任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役として1名を増員し、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ますの よしのり 増野 善則 (昭和34年1月2日生)  重 任	昭和57年4月 当社入社 平成12年4月 TOA (HONG KONG) LIMITED社長 平成16年6月 当社海外営業統括部長 平成17年6月 当社執行役員海外営業本部海外営業統括部長 平成18年11月 当社執行役員海外営業本部海外営業部長 平成19年4月 当社執行役員海外営業本部長兼 海外営業本部海外営業部長 平成20年6月 当社取締役、執行役員海外営業本部長兼 海外営業本部海外営業部長 平成21年4月 当社取締役、執行役員海外営業本部長 平成22年4月 当社取締役、常務執行役員海外営業本部長 平成23年1月 当社取締役、常務執行役員海外営業本部長 兼海外営業本部アメリカ営業部長 平成24年4月 当社取締役、常務執行役員海外事業本部長 兼海外事業本部アメリカ事業部長 平成25年1月 当社取締役、常務執行役員海外事業本部長 (現任) 取締役候補者とした理由 増野善則氏を取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり海外事業部門を統括し、牽引してきた実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。	19,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	てらまえ じゅんいち 寺前 順一 (昭和31年6月30日生)  重任	昭和55年4月 当社入社 平成14年4月 TOA VIETNAM CO.,LTD.社長 平成18年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES.社長 平成20年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES.社長兼 PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS.社長 平成21年4月 当社SCM本部副本部長兼SCM本部生産部長 平成21年6月 当社執行役員SCM本部長兼SCM本部生産部長 平成22年6月 当社取締役、執行役員SCM本部長兼SCM本部生産部長 平成23年4月 当社取締役、執行役員SCM本部長（現任） 取締役候補者とした理由 寺前順一氏を取締役候補者とした理由は、同氏が海外生産拠点における経営者およびSCM本部長としての実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。	46,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おかざき ひろお 岡崎 裕夫 (昭和28年1月5日生)  新任	昭和50年4月 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社 昭和54年12月 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）退社 昭和55年1月 富士シール工業株式会社（現株式会社フジシールインターナショナル）入社 昭和62年10月 同社取締役 平成7年4月 同社取締役、企画本部長 平成10年4月 同社取締役、財務経理本部長 平成12年4月 同社常務取締役、財務経理本部長 平成14年4月 同社常務取締役、管理本部長 平成16年6月 同社取締役、執行役、管理本部長 平成21年12月 同社取締役、執行役、 Fuji Seal Iberia S.L.U.代表取締役社長 平成22年7月 同社取締役、執行役、 Fuji Seal Iberia S.L.U.代表取締役社長兼 Fuji Seal B.V.代表取締役社長 平成26年6月 同社取締役、 Fuji Seal B.V.代表取締役社長 平成29年6月 同社顧問（現任） 社外取締役候補者とした理由 岡崎裕夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり、パッケージングシステムメーカーにおいて、国内外における管理部門責任者や企業経営者として培ってきた高い見識や豊富な経験を当社の経営に反映し、業務執行を担う経営陣から独立した客観的視点から経営に対する提言をいただくことにより、社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化の役割を果たすことが期待できるためであります。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡崎裕夫氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が取締役役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、岡崎裕夫氏が取締役役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役道上明氏が任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
みちがみ あきら 道上 明 (昭和28年5月5日生)  重 任	昭和57年4月 弁護士登録 昭和62年4月 赤木・道上法律事務所（現神戸ブルースカイ法律事務所）パートナー 平成10年4月 神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）副会長 平成11年4月 神戸地方裁判所洲本支部調停委員（現任） 平成19年4月 兵庫県弁護士会会長 平成19年6月 極東開発工業株式会社社外監査役 平成22年4月 日本弁護士連合会副会長 平成23年6月 淡路信用金庫理事（現任） 平成24年4月 神戸ブルースカイ法律事務所所長（現任） 平成26年6月 当社社外監査役（現任） 平成27年6月 極東開発工業株式会社社外取締役（現任） 社外監査役候補者とした理由 道上明氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と培われた専門的な知識等を活かし、引き続き、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	—

- (注) 1. 道上明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 道上明氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本総会において同氏が監査役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、道上明氏が監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 道上明氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成29年6月22日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された福元隆久氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ふくもと たかひさ 福元 隆久 (昭和42年8月2日生) 	平成 5 年 4 月 兵庫県庁入庁 平成 6 年 3 月 兵庫県庁退庁 平成 8 年 4 月 弁護士登録、東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所 平成 15 年 4 月 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）パートナー弁護士（現任） 平成 15 年 6 月 川西倉庫株式会社社外監査役 平成 20 年 4 月 兵庫県弁護士会副会長 平成 22 年 6 月 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任） 平成 24 年 4 月 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任） 補欠の社外監査役候補者とした理由 福元隆久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と培われた専門的な知識等を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	—

- (注) 1. 福元隆久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福元隆久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

事業報告

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、国内では好調な企業収益や雇用環境が改善し、海外では米国や欧州経済も緩やかな回復が持続しておりますが、米中間の貿易摩擦の影響が今後懸念されるなど、依然として世界経済全体での先行きは不透明な情勢が続いています。

このような環境の下、企業価値である「Smiles for the Public ——人々が笑顔になれる社会をつくる——」を実現するため、社会の安全・安心に役立てる製品やサービスの創造に注力しております。国内では「音の報^{しる}せる力」を核に、減災・防災市場での販売の強化を継続しており、セキュリティ分野においては、高画質の新型アナログカメラシステム（AHDカメラシステム）を市場へ投入し、市場シェアの拡大に向けた活動を強化しています。また、世界5地域での開発・生産・販売の推進をさらに加速させ、成長市場への新商品の投入と販売網拡大による事業拡大を進めております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は44,180百万円（前連結会計年度比1,676百万円、3.9%増）となりました。営業利益は3,510百万円（前連結会計年度比575百万円、19.6%増）となりました。経常利益は3,561百万円（前連結会計年度比520百万円、17.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,138百万円（前連結会計年度比387百万円、22.2%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(日本)

売上高は27,299百万円（前連結会計年度比139百万円、0.5%減）、セグメント利益（営業利益）は5,384百万円（前連結会計年度比417百万円、8.4%増）となりました。

防災用スリムスピーカーの販売や、商業施設向けの放送設備の販売が伸長した一方、鉄道車両向けの販売が減少したことなどにより、売上高は減少しましたが、原価率が改善したことや販売費及び一般管理費が減少したことでセグメント利益は増加しました。

(アメリカ)

売上高は3,856百万円（前連結会計年度比715百万円、22.8%増）、セグメント利益（営業利益）は158百万円（前連結会計年度比174百万円増）となりました。

アメリカで商業施設向けの放送設備や鉄道車両向けの販売が増加し、カナダで教育市場での販売が堅調に推移したことなどにより、売上高、セグメント利益が増加しました。

(欧州・中東・アフリカ)

売上高は4,796百万円（前連結会計年度比419百万円、9.6%増）、セグメント利益（営業利益）は425百万円（前連結会計年度比80百万円、23.3%増）となりました。

欧州で非常放送規格に対応した非常用業務用放送システムの販売が引き続き好調に推移し、売上高、セグメント利益は増加しました。

(アジア・パシフィック)

売上高は6,725百万円（前連結会計年度比682百万円、11.3%増）、セグメント利益（営業利益）は858百万円（前連結会計年度比119百万円、16.2%増）となりました。

インドネシアやタイ、ベトナムでの放送設備の販売が堅調に推移しました。インドネシアでの大型スポーツ施設向けの販売や、ベトナムで官公庁向けの販売、各国での交通インフラ案件など、大口案件の受注が進み、売上高、セグメント利益は増加しました。

(中国・東アジア)

売上高は1,502百万円（前連結会計年度比0百万円、0.1%減）、セグメント利益（営業利益）は216百万円（前連結会計年度比83百万円、27.8%減）となりました。

中国においてネットワーク型放送設備の納入を進めましたが、香港での販売が減少したことなどにより、売上高、セグメント利益は減少しました。

② 設備投資および資金調達の状況

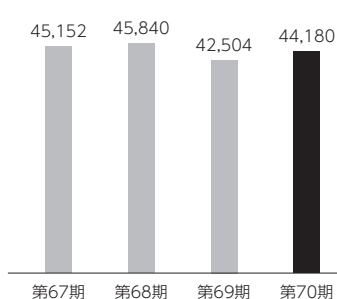
当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に国内および海外生産子会社における生産設備の取得および生産管理システムの導入ならびに当社グループにおける統合基幹業務システムの対象子会社への展開などであります。この総額は1,112百万円であり、自己資金により充当しました。

③ 財産および損益の状況の推移

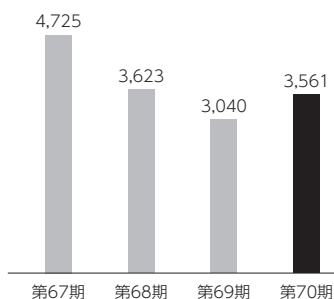
区 分	第67期 平成27年3月期	第68期 平成28年3月期	第69期 平成29年3月期	第70期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売上高 (百万円)	45,152	45,840	42,504	44,180
経常利益 (百万円)	4,725	3,623	3,040	3,561
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,947	2,093	1,750	2,138
1株当たり当期純利益 (円)	87.03	61.83	51.70	63.16
総資産 (百万円)	54,371	52,865	54,294	58,217
純資産 (百万円)	41,371	41,572	42,307	45,786
1株当たり純資産額 (円)	1,166.86	1,171.42	1,188.41	1,284.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第68期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

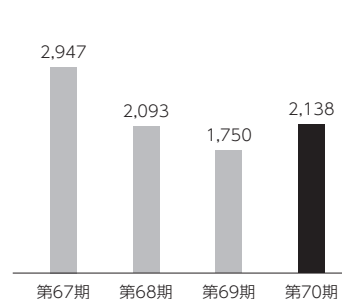
■ 売上高 (百万円)



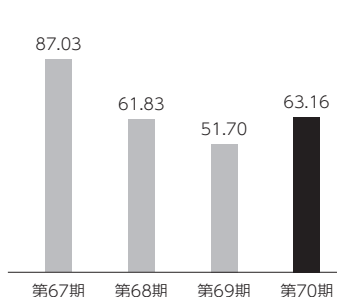
■ 経常利益 (百万円)



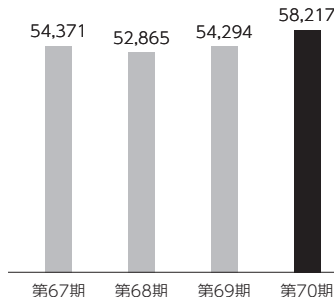
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



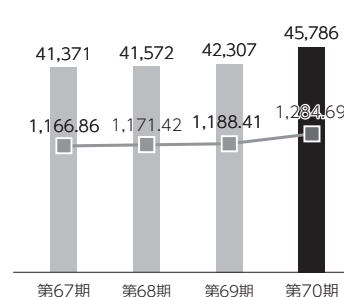
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円) ■ 1株当たり純資産額 (円)



④ 対処すべき課題

次期は、2021年3月期を最終年度とする中期経営基本計画がスタートいたします。企業価値の実現に向けて、当社は本中期計画において、「お客さまにとってのOnly 1」を目指します。そして「お客さまとのつながり」をより一層強め、各地域・市場ごとに異なるお客さまの様々な課題を、「音の報せる力」を強みとする専門メーカーである当社ならではの視点で「安心」「信頼」「感動」の価値へと変えてまいります。

またその実現に向け、世界5地域でのマーケティング機能を強化させ、それぞれの市場ニーズに応えた商品開発の更なる加速と販路の拡充により、それぞれが事業体として自立した「世界に5つのTOA」を実現いたします。こうした成長と成果により、当社はこれからもお客さまに期待され続ける「強いブランド力を持つ会社になる」ことを目指します。

⑤ 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
ア コ ー ス 株 式 会 社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タ ケ ッ ク ス 株 式 会 社	35百万円	100%	セキュリティ関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連およびセキュリティ関連製品のエンジニアリングおよび施工
株 式 会 社 ジ ー バ ッ ク	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理・運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 2,500千	100%	米国における鉄道車両関連機器の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG £ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州、中東における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ共和国およびアフリカ大陸南部における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	中国・香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	US\$ 200千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	51%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 2,000百万	99% (99%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US\$ 1,100千	100%	音響関連およびセキュリティ関連製品の開発および生産
得 洋 電 子 工 業 股 份 有 限 公 司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産
得 技 電 子 (深 圳) 有 限 公 司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の開発および生産

(注) 1. 議決権の所有割合欄の () 内は、間接所有割合を内数として表示しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑥ 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業区分		主要な製品
■ 音響事業	拡声放送機器	マイクロホン、アンプ、スピーカー等の業務用および非常用放送システム、自動案内放送システム、会議・議場放送システム、鉄道車両案内放送システム
	プロサウンド機器	プロ用サウンドシステム、劇場・ホール音響システム、デジタルミキシングシステム
	通信機器	インターカムシステム、ワイヤレスマイクロホンシステム、連絡用無線システム、IP告知放送システム
■ セキュリティ事業 映像機器		監視用テレビ・カメラシステム (カメラ、モニターテレビ、デジタルレコーダー、ビデオスイッチャー等)
■ その他		音響と映像に関するソフトウェア他

⑦ 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

- (1) 当 社 本 社 (神戸市……………海外営業・管理部門)
 宝 塚 事 業 場 (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・福岡市を主拠点とし全国34営業所)
- (2) 子会社 国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)
- 国内エンジニアリング等拠点 TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、
 株式会社ジーベック (神戸市)

海外販売拠点 TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、
TOA Communication Systems, Inc. (米国)、
TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、
TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、
TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA
(PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、
TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、
TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、
TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)、
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED
(ベトナム)

海外生産拠点 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、
TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、
得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、
得技電子 (深圳) 有限公司 (中国)

⑧ 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員数

	従業員数	前期末比増減
当社	778名	4名減
国内生産拠点	254名	6名増
国内エンジニアリング等拠点	152名	3名増
海外販売拠点	421名	17名増
海外生産拠点	1,556名	10名増
合計	3,161名	32名増

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
778名	4名減	42.4歳	17.3年

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。
2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

⑨ 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	348百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	446百万円
イ ン ド ネ シ ア み ず ほ 銀 行	56百万円

(注) 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 33,862,355株 (自己株式674,280株を除く)
- ③ 株主数 3,382名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
T O A 取 引 先 持 株 会	2,302千株	6.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,153	6.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,073	6.12
公 益 財 団 法 人 神 戸 や ま ぶ き 財 団	2,000	5.91
井 谷 憲 次	1,823	5.38
株 式 会 社 三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	1,681	4.97
シ ス メ ッ ク ス 株 式 会 社	1,457	4.30
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	1,400	4.14
公 益 財 団 法 人 中 谷 医 工 計 測 技 術 振 興 財 団	1,297	3.83
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,188	3.51

(注) 1. 持株比率は、自己株式(674千株)を控除して算出しております。

2. 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	井 谷 憲 次	
取締役社長 (代表取締役)	竹 内 一 弘	
取締役 (常務執行役員)	増 野 善 則	海外事業本部長
取締役 (執行役員)	寺 前 順 一	SCM本部長
取締役 (執行役員)	堀 田 昌 人	経営企画本部長
取締役	谷 和 義	株式会社指月電機製作所 社外取締役
監査役 (常勤)	田 中 利 秀	
監査役	小 林 茂 信	小林茂信会計事務所 所長
監査役	道 上 明	神戸ブルースカイ法律事務所 所長 極東開発工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役谷和義氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役小林茂信氏および道上明氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役田中利秀氏は、当社の経理部門および経理部長として長きにわたり経理経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役道上明氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役谷和義氏が社外取締役を務める株式会社指月電機製作所との間に、重要な取引関係はありません。
7. 当社は、監査役小林茂信氏が所長を務める小林茂信会計事務所との間に、重要な取引関係はありません。
8. 当社は、監査役道上明氏が所長を務める神戸ブルースカイ法律事務所および同氏が社外取締役を務める極東開発工業株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
9. 取締役谷和義氏ならびに監査役小林茂信氏および道上明氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者あるいは業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
井 谷 憲 次	取 締 役 会 長	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	平成29年6月22日
竹 内 一 弘	代 表 取 締 役 社 長	取 締 役 常 務 執 行 役 員 営業統括本部長兼開発本部長	平成29年6月22日

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取 締 役 (社外取締役を除く)	5	119
社 外 取 締 役	1	6
監 査 役 (社外監査役を除く)	1	19
社 外 監 査 役	2	9
合 計	9	155

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 お よ び 活 動 状 況
社 外 取 締 役	谷 和 義	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ、主に企業経営者として培ってきた経験や知見を活かし発言を行っております。
社 外 監 査 役	小 林 茂 信	当事業年度開催の取締役会16回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	道 上 明	当事業年度開催の取締役会16回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当 社	44百万円	1 百万円
子 会 社	—	—
合 計	44百万円	1 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社の監査証明業務に基づく報酬の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、協議を行った結果、監査内容および監査計画時間が適切かつ妥当であり、監査精度および監査品質が担保されていると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際的な会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成18年5月1日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、平成27年4月15日開催の取締役会において一部改定を決議いたしました。当該基本方針の概要およびその運用状況は、以下のとおりであります。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役および従業員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、取締役会はTOAグループ企業倫理規範を制定する。また、その徹底を図るため、法務担当部門においてコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を行う。
- (ii) 監査担当部門は、法務担当部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告される。
- (iii) 法令上疑義のある行為等を従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。
- (iv) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

<運用状況>

- (i) 全従業員を対象に、TOAグループ企業倫理規範に関する啓蒙の機会を提供し、内容についての周知を実施しております。
- (ii) 内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、定期的にその監査結果を取締役会および監査役会に報告しております。
- (iii) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の役員および従業員からの通報や相談に応じるコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令遵守を推進する体制を運営しております。
- (iv) 反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たないため、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」を掲載するとともに、新規取引先選定の際に事前確認を行うことにより、反社会的勢力の排除に備えております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (i) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実な保存および管理を行う。
- (ii) 取締役および監査役は、適時これらの情報を閲覧できる。

<運用状況>

- (i) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管しております。
- (ii) 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を速やかに閲覧できる状態が維持されております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- (ii) 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、リスクマネジメントを担当する委員会が行う。

<運用状況>

- (i) 情報セキュリティ委員会による「情報セキュリティのための対応」および「管理者向け営業秘密の管理について」ならびに安全保障輸出管理委員会による「安全保障輸出管理教育（管理者コース）2017」をテーマとしたeラーニングによる教育を、対象となる従業員に実施しております。
- (ii) 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、定期に開催するリスクマネジメント委員会が各部門およびグループ会社からの情報を集約し、重大なリスクに関しては職制の部門に伝達し、全社的対応が必要な場合は対策本部を設置する等の対応を行うものとしております。また、事業継続計画(BCP)を策定し、大規模災害等により中核事業の継続に支障がある場合に備えて毎年訓練を実施しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限を分配する。
- (ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (iii) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役および執行役員によって構成される経営執行会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (iv) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定める。

<運用状況>

- (i) 中期経営基本計画に基づき各部門における当事業年度の計画を策定し、目標達成に向けて月次毎に進捗管理を行っております。
- (ii) 月1回および必要に応じて、当事業年度は16回、取締役会を開催し、当社およびグループ会社に関する経営課題について決議または報告を行っております。各取締役の業務執行においては、四半期に一度、取締役会で報告を行い、取締役相互において監督を行っております。
- (iii) 月2回および必要に応じて経営執行会議を定期的に開催し、当社およびグループ会社に関する業務執行や経営戦略について意思決定を行っております。
- (iv) 業務執行規程、職務分掌規程、権限規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにして組織的かつ効率的に業務執行を行っております。

- 5) 当社およびそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ会社の経営管理は、TOAグループ会社管理規程に基づき経営管理を行い、当社への決裁・報告制度による管理を行う。
 - (ii) 当社はグループ会社経営において、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導する。グループ会社にて不測の事態が発生した場合を想定し、適切な情報報が当社へ伝達される体制を整備する。
 - (iii) グループ会社の取締役の職務執行については、TOAグループ会社管理規程に基づき、当社への事前協議や承認が必要な重要事項が発生した場合は、同規程に基づき当社による決裁・報告を行い、その他はグループ会社による意思決定により効率的に業務執行を行う体制を整備する。
 - (iv) グループ会社における業務の適正を確保するため、当社およびグループ会社すべてに適用する行動指針としてTOAグループ企業倫理規範を定め、その経営基本方針を各拠点に掲示ならびに啓蒙することで、グループ会社の取締役および従業員の職務が法令および定款に適合し、健全な社会規範のもとに遂行されるものとする。また、当該遵守状況の内部監査を必要に応じて行う。

<運用状況>

- (i) グループ会社の業務に関する重要事項については、TOAグループ会社管理規程に基づき、稟議起案による承認手続きを実施し、または適宜報告を受けております。
- (ii) グループ会社において不測の事態が発生した場合は、グループ会社社長より当社の情報取扱責任者に情報が集約され、金融商品取引所が定める適時開示基準に従って開示が必要な事項について情報開示を行う体制を維持しております。
- (iii) グループ会社の取締役の職務執行については、重要事項はTOAグループ会社管理規程に基づき決裁・報告を行い、その他の事項はグループ会社による意思決定により、迅速に業務執行が行われております。
- (iv) 当社の「経営基本方針」を当社およびグループ会社のすべての拠点に掲示および啓蒙する活動を維持しております。また、監査計画に基づき、グループ会社に対し当該遵守状況の内部監査を実施しております。

- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確保に関する体制
- (i) 監査役は、監査担当部門所属の従業員に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
 - (ii) 監査担当部門所属の従業員は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役から指示された職務を優先して執行する。
 - (iii) 監査担当部門所属の従業員の人事評価については、人事評価制度規程に基づいて行い、監査役から指示された職務により不利益な取扱いを受けないものとする。

<運用状況>

- (i) 職務分掌規程において、監査部門を監査役の特命事項を担当する部門として明確にした組織体制を維持しております。
- (ii) 監査役からの要請事項があれば迅速に対応できるよう、監査担当部門所属の従業員に期待する行動要件を明確にし、迅速かつ的確に補助できる体制を維持しております。
- (iii) 監査担当部門所属の従業員の人事評価は、他の従業員と同様に人事評価制度規程に基づき公正に評価されております。

- 7) 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が、当社の監査役に報告をするための体制と報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 当社は、当社およびグループ会社の取締役または従業員が、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を、速やかに報告する体制を整備する。
 - (ii) 当社およびグループ会社の取締役または従業員は、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、経営上重大な不正、違法、反倫理的行為について、当社監査役または法務担当部門に報告できるものとする。
 - (iii) 当社は、コンプライアンス・ホットラインにて当社監査役または法務担当部門に通報した者が、報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

<運用状況>

- (i) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、法令違反またはそのおそれがある行為を発見した場合、コンプライアンス・ホットラインに通報ができる体制にあり、通報状況およびその内容を、内部監査の実施状況も含め、速やかに監査役会に報告する体制を維持しております。
- (ii) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、当社の取締役の違法行為または当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、経営上重大な不正、違法、反倫理的行為があると判断した場合、当社の監査役または法務担当部門に通報する体制を維持しております。なお、当事業年度において経営上重大な違法行為等に関わる通報はありませんでした。
- (iii) 内部通報規程において、通報による不利益な取扱いを禁止し、通報者保護の体制を維持しております。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社は、監査役が職務を遂行するうえで必要と認めた事項ならびにその監査費用の予算について決定する。また当社は、監査役または監査役会が職務の執行と監査の実施を目的とした所要の費用についてはこれを負担するものとし、前払の請求があれば、これを承諾する。
- (ii) 監査役は、各取締役および必要な従業員に対して個別のヒアリングを必要に応じて開催することができる。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催することができる。

<運用状況>

- (i) 監査役の予算については、監査の実効性を確保するため、年初の予算計画に組み込み、社内規程に基づき前払または償還等の処理が速やかに行われております。
- (ii) 監査役は、各取締役および各部門の従業員に対して必要に応じてヒアリングによる意見交換を実施しております。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、監査役の実効的かつ効率的な監査業務が実施されております。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (i) 当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

<運用状況>

- (i) 当社は、法務担当部門により、財務報告に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保するための体制の整備と運用の状況について、年初に作成する計画に基づいて評価を実施しております。当該評価結果等については、会計監査人ならびに当社監査役による監査、および取締役会への報告を経て、法令に基づく所定の手続きにより、内部統制報告書として適切に開示しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

② 取組みの具体的な内容の概要

(1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和9年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から120カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。当社グループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

音響事業では、駅や商業施設のアナウンス設備やコンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内ではトップシェアを獲得し、海外でも多くの空港への納入実績があります。

セキュリティ事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がっています。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い商品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

(i) 情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供していただきます。

(ii) 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(iii) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等について、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定した後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

③ 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。また、内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

さらに、業績に連動した配当を行うことをより明確にするため、年間20円（中間配当10円および期末配当10円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案して決定いたします。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,407	流 動 負 債	7,663
現 金 及 び 預 金	16,958	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,906
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	10,759	短 期 借 入 金	852
有 価 証 券	3,500	リ ー ス 債 務	69
商 品 及 び 製 品	5,607	未 払 法 人 税 等	468
仕 掛 品	818	賞 与 引 当 金	172
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,658	製 品 保 証 引 当 金	25
繰 延 税 金 資 産	532	そ の 他	2,169
そ の 他	666	固 定 負 債	4,767
貸 倒 引 当 金	△93	リ ー ス 債 務	192
固 定 資 産	16,809	繰 延 税 金 負 債	1,216
有形固定資産	6,519	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,704
建 物 及 び 構 築 物	2,778	そ の 他	653
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	326	負 債 合 計	12,430
工 具 器 具 及 び 備 品	368	純 資 産 の 部	
土 地	2,457	株 主 資 本	39,077
リ ー ス 資 産	192	資 本 金	5,279
建 設 仮 勘 定	395	資 本 剰 余 金	6,866
無形固定資産	1,635	利 益 剰 余 金	27,324
の れ ん	306	自 己 株 式	△393
ソ フ ト ウ ェ ア	1,072	その他の包括利益累計額	4,425
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	49	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,668
そ の 他	208	為 替 換 算 調 整 勘 定	△253
投資その他の資産	8,654	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	11
投 資 有 価 証 券	7,577	非支配株主持分	2,283
繰 延 税 金 資 産	177	純 資 産 合 計	45,786
退 職 給 付 に 係 る 資 産	22	負 債 純 資 産 合 計	58,217
そ の 他	880		
貸 倒 引 当 金	△3		
資 産 合 計	58,217		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		44,180
売 上 原 価		25,007
売 上 総 利 益		19,173
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,663
営 業 利 益		3,510
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39	
受 取 配 当 金	74	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	27	
雑 収 入	75	217
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
為 替 差 損	106	
雑 損 失	32	166
経 常 利 益		3,561
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,561
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,079	
法 人 税 等 調 整 額	△21	1,057
当 期 純 利 益		2,503
非支配株主に帰属する当期純利益		364
親会社株主に帰属する当期純利益		2,138

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,279	6,866	25,930	△393	37,683
当期変動額					
剰余金の配当			△744		△744
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,138		2,138
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	1,393	△0	1,393
当期末残高	5,279	6,866	27,324	△393	39,077

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	3,308	0	△683	△66	2,558	2,065	42,307
当期変動額							
剰余金の配当							△744
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,138
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,359	△0	429	77	1,866	218	2,084
当期変動額合計	1,359	△0	429	77	1,866	218	3,478
当期末残高	4,668	—	△253	11	4,425	2,283	45,786

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,762	流 動 負 債	3,070
現金及び預金	7,393	買掛金	1,581
受取手形	2,440	リース債務	1
売掛金	5,627	未払金	552
有価証券	3,500	未払法人税等	287
製品	2,823	未払費用	493
仕掛品	136	その他	153
原材料及び貯蔵品	284	固 定 負 債	3,944
前払費用	127	リース債務	4
繰延税金資産	267	退職給付引当金	2,299
その他	232	繰延税金負債	1,093
貸倒引当金	△69	その他	546
固 定 資 産	16,518		
有形固定資産	4,534	負 債 合 計	7,014
建物	1,810	純 資 産 の 部	
構築物	8	株 主 資 本	27,598
機械装置	0	資本金	5,279
工具器具及び備品	122	資本剰余金	6,808
土地	2,217	資本準備金	6,808
リース資産	6	その他資本剰余金	0
建設仮勘定	367	利益剰余金	15,903
無形固定資産	1,046	利益準備金	679
ソフトウェア	940	その他利益剰余金	15,223
ソフトウェア仮勘定	35	別途積立金	2,930
その他	70	繰越利益剰余金	12,293
投資その他の資産	10,937	自己株式	△393
投資有価証券	7,575	評価・換算差額等	4,668
関係会社株式	2,491	その他有価証券評価差額金	4,668
関係会社出資金	670	純 資 産 合 計	32,266
その他	203	負債純資産合計	39,281
貸倒引当金	△3		
資 産 合 計	39,281		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,297
売 上 原 価		19,296
売 上 総 利 益		12,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,464
営 業 利 益		1,536
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	297	
雑 収 入	64	362
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
為 替 差 損	47	
雑 損 失	11	63
経 常 利 益		1,835
税 引 前 当 期 純 利 益		1,835
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	469	
法 人 税 等 調 整 額	△45	424
当 期 純 利 益		1,411

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,279	6,808	0	6,808	679	2,930	11,627	15,237
当期変動額								
剰余金の配当							△744	△744
当期純利益							1,411	1,411
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	666	666
当期末残高	5,279	6,808	0	6,808	679	2,930	12,293	15,903

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△393	26,932	3,308	3,308	30,241
当期変動額					
剰余金の配当		△744			△744
当期純利益		1,411			1,411
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,359	1,359	1,359
当期変動額合計	△0	666	1,359	1,359	2,025
当期末残高	△393	27,598	4,668	4,668	32,266

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

Ｔ Ｏ Ａ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 樋野智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＴＯＡ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＡ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

T O A 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋野智也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

T O A 株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 田 中 利 秀 ㊞

社 外 監 査 役 小 林 茂 信 ㊞

社 外 監 査 役 道 上 明 ㊞

以 上

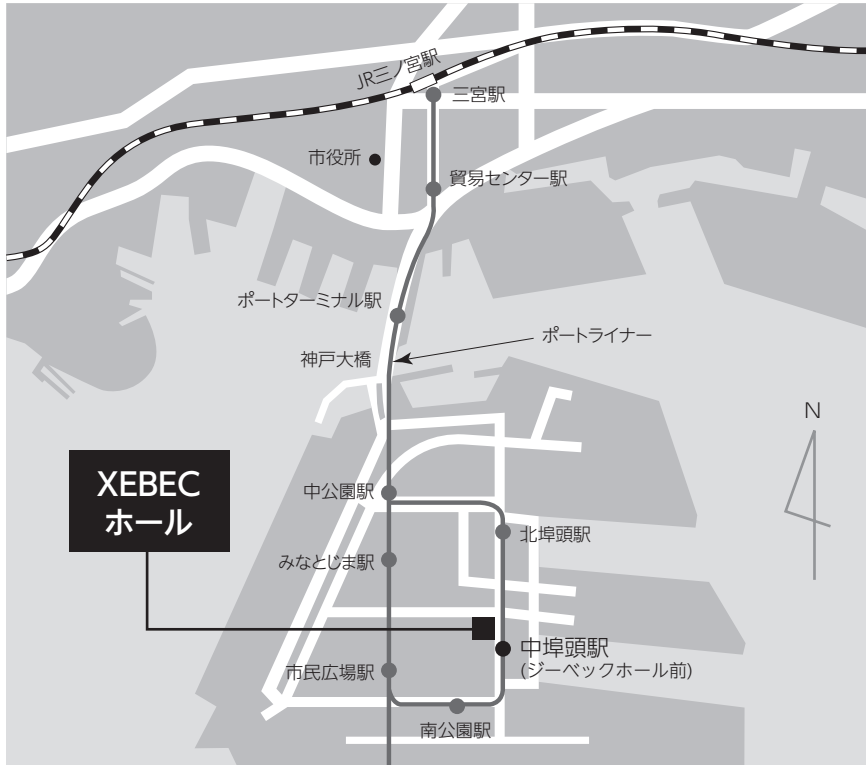
〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）

「中埠頭駅（ジーベックホール前）」下車

西側へ徒歩約3分（三宮駅から約17分）

経営基本方針（三つの安心）

- 一、顧客が安心して使用できる商品をつくる。
- 一、取引先が安心して取引できるようにする。
- 一、従業員が安心して働けるようにする。

TOAグループは、顧客、株主、取引先、従業員など、全てのステークホルダーの信頼と期待にお応えできるよう、日々、経営を行っていきます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。